

# 児童養護施設における「あたりまえの生活」に関する課題

谷口純世

## Current Issues concerning the Normal life in Children's homes

Sumiyo Taniguchi

我が国における子どもの社会的養護は主に、乳児院・児童養護施設といった子どもの入所施設でおこなわれてきた。しかし近年、日本の社会的養護は大きな転換期を迎えている。要保護児童とその家庭の抱える課題の深刻化・多様化にともなう、一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細やかな支援ができるよう、また、継続的かつ安定した環境を子どもに提供し、子どもへの自立支援、家庭への支援が進められるよう、支援の質と量双方の改良が求められている。このため、措置・委託された子どもたちへの支援については、従来の大規模集団での支援から、より小規模集団での支援へ、より家庭に近い環境での支援へという方向性となっている。日本では今後、いっそうの施設の小規模化を進めるとともに、里親・里親ファミリーホーム等の活用の推進が目指されているが、この転換には多くの課題があることも事実である。本研究では、社会的養護のなかでも、児童養護施設における要保護児童への支援の課題について、「あたりまえの生活」という視点から考察するため、児童養護施設への郵送による調査をおこなった。これにより、小規模化にともなう「あたりまえの生活」のあり方についての課題が明らかとなった。

Keywords：社会的養護、児童養護施設、あたりまえの生活、小規模化

Children's out-of-home care, Children's Homes, normal life, small-scale

### 1. 我が国における社会的養護の現状

厚生労働省の調査によると、要保護児童の措置・委託状況は表1、表2のとおりである。少子社会となり、子ども数自体は年々減少しているにもかかわらず、児童相談所および市町村の子ども家庭福祉相談窓口等に寄せられる児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、社会的養護に置かれる子どもたちも多数存在する。社会的養護に置かれる理由の中でも特に、この児童虐待の問題は深刻であり、平成25年におこなわれた厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」によると、児童養護施設では、被虐待体験をもって入所する子どもが59.5%と6割近くを占めている。被虐待体験により、心身の発達の遅れ、家庭での養育における生活体験の不足、自己肯定感の欠如、対人関係の持ち方の歪み、自己コントロールすることの困難性など、さまざまな課題を抱え、その影響が日々の生活はもちろん、退所後の人生に及ぶなど、長年にわたる課題となる子どももいる。

表1 乳児院・児童養護施設の措置児童数等（平成26年10月1日現在）

施設	施設数	定員	現員	職員総数
乳児院	133 箇所	3,872 人	3,022 人	4,462 人
児童養護施設	601 箇所	33,579 人	28,183 人	15,920 人
* 小規模グループケア		1,078 ヶ所		
地域小規模児童養護施設		298 ヶ所		

厚生労働省（平成27年7月）「社会的養護の現状について」より抜粋

表2 里親・里親ファミリーホームの委託児童数等（平成26年3月末現在）

里親	登録里親数	委託里親数	委託児童数
	9,441世帯	3,560世帯	4,636人
里親ファミリーホーム	ホーム数	委託児童数	
	223か所	993人	

厚生労働省（平成27年7月）「社会的養護の現状について」より抜粋

その上、児童養護施設へ措置された後においても、自身の家庭生活と異なる生活習慣や生活スケジュール、子ども集団のなかでの力関係、職員不足、職員のローテーション勤務による養育者の交代、職員や子どもたちなどとの頻回にわたる出会いと別れ、転校など、子どもたちは多くの環境の変化に順応しながら、自分の持つ課題を克服していかねばならない状況にある。障がいや心身の病を抱える子どもも入所しており、一人ひとりの子どもたちのもつニーズに応じた、心身ともに安心安全な日々の生活の保障や、将来にわたる継続した支援の保障をしづらいのが、我が国における社会的養護の現状である。

このため近年、厚生労働省は、子どもたちへ継続的・安定的な環境を提供するためとして、施設の小規模化と、里親・里親ファミリーホーム等の、より家庭に近い形での養育を推進している（図1）。その結果、平成20年と比較して、平成24年には大舎制の児童養護施設が75.8%から50.7%へと減り、施設形態の小規模化が進んでいる。また、里親等への委託率についても、平成19年度末に全社会的養護に占める割合が1割となり、その後平成25年3月末には15.6%にまで上昇している。厚生労働省は今後、本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1ずつとし、児童養護施設の本体施設をすべて小規模グループケアにする方針を掲げている。また、本体施設の定員を45名以下とし、本体施設の高機能化を進めていく方針でもある。そして、施設の地域分散化を進めていく方針でもある。

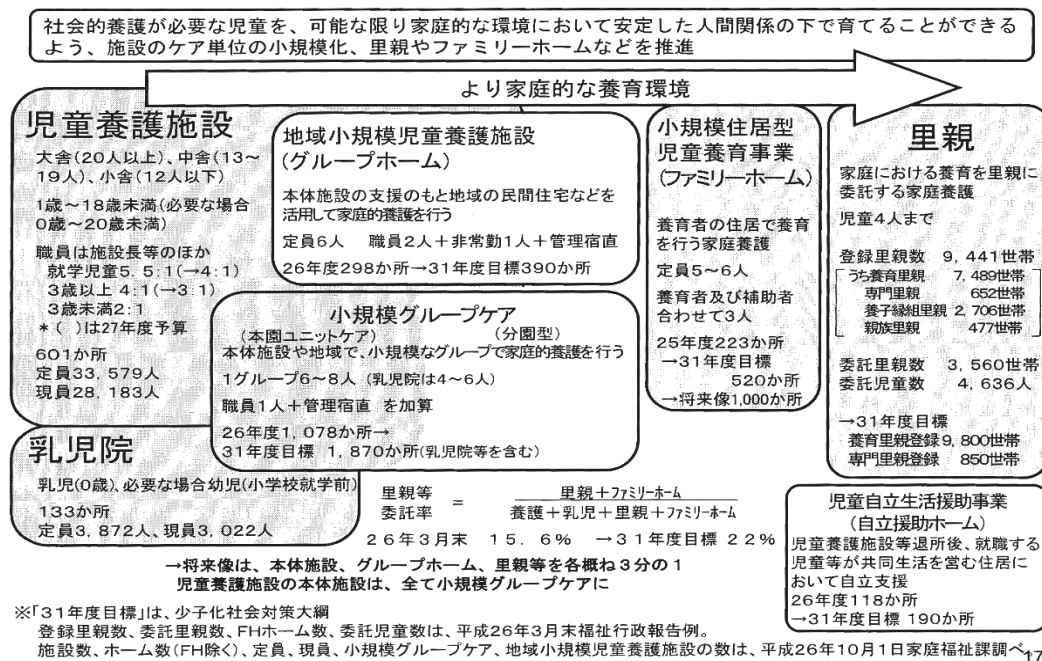


図1 施設の小規模化と家庭的養護の推進

厚生労働省（平成27年7月）「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」より

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像について」(平成23年7月)の概要とその取組状況をまとめた「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」では、社会的養護の原理のひとつとして、「家庭的養護と個別化」が挙げられており、「すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。」と述べられている。しかし、この「あたりまえの生活」には具体的定義はなく、個々によってイメージが異なるため、子どもへの支援を展開していくなかで、その意味するところを過渡期にある今こそ確認しておくことは重要である。要保護児童にとって、重要な日々の手厚い支援の提供に加え、地域の子育て家庭や要保護児童(あるいはその予備軍)、里親等への支援の展開を考えると、要保護児童やその家庭への支援をおこなう専門職集団として実践を積み重ねてきた児童養護施設の担う役割は大きなものであろう。この意味でも、児童養護施設における生活支援の根幹ともいえる「あたりまえの生活」について整理し、これらの方針の遂行にともなう多くの課題を検討していく礎としていく必要があると考えられる。

このため、本論文では、社会的養護の小規模化の流れに関する児童養護施設長と職員への調査結果から、今後の児童養護施設における「あたりまえの生活」に関する課題について考察していくこととする。

## 2. 児童養護施設における「あたりまえの生活」に関する現状

### (1) 調査の概要

この調査は、近年の児童養護施設の小規模化の流れのなか、それにとまなう児童養護施設の施設長と職員の意識を明らかとし、今後の児童養護施設をとりまく課題について考察するために実施したものである。

調査対象は、全国の児童養護施設(計600ヶ所)の施設長と、直接日常生活支援にかかわる職員(以下「職員」と表記)2名の計3名とした。調査方法は、調査票による郵送調査とし、調査票は2種類(施設長調査と職員調査)で実施した。調査期間は、2014年12月10日～2015年1月31日である。回収率は、施設長調査は有効回答数122(回収率20.3%)、職員調査が有効回答数368(回収率30.7%)であった。

調査内容は、施設の定員・現員や形態、施設長・職員の基本的属性、あたりまえの生活や今後の施設の小規模化・高機能化に対する意識、今後の小規模化にとまなう展望についてである。

なお、倫理的配慮にあたっては、調査結果は統計的に処理され、個別の施設・回答者が特定できる情報は公開しない。また、回答は無記名での回答も可能としており、収集したデータの取り扱いには細心の注意を払っている。

調査対象者の基本属性については、施設長調査では、男性が76.2%、女性23.8%であり、年齢層は60代が47.5%、50代が31.1%と多くを占めている。また、職員調査では、女性64.6%、男性35.4%である。年齢層は30代が40.5%を占め、続いて20代が29.1%を占めている。

施設長・職員の保有資格を、社会福祉士、児童指導員、保育士、社会福祉主事といった、社会福祉系の資格について複数回答で尋ねたところ、施設長は社会福祉主事が49.2%、児童指導員が36.9%であり、国家資格である保育士が19.7%、社会福祉士は10.7%が保有していた。また、職員については、保育士がもっとも多く53.5%、児童指導員が38.9%、社会福祉主事が32.6%、社会福祉士が12.5%であった。

さらに、施設に設置されている施設形態を複数回答で尋ねたところ、表3のとおりであった。

表3 設置されている施設形態(複数回答)

大舎制	中舎制	小舎性	本体内GC	分園型GC	地域小規模児童養護施設
64ヶ所 (52.5%)	31ヶ所 (25.4%)	17ヶ所 (13.9%)	62ヶ所 (50.8%)	18ヶ所 (14.8%)	39ヶ所 (32.0%)



なお、この内、大舎「あり」と回答した施設のうち、すでに定員45名以下で運営している施設が50.8%を占めている。また、本体内グループケア（以下、「グループケア」は「GC」と表記）の設置数は1ヶ所がもっとも多く40.3%、次いで2ヶ所29.0%、4ヶ所以上22.6%、3ヶ所8.1%となっており、最高設置数は9ヶ所であった。分園型GCについては、1ヶ所が77.8%、2ヶ所が22.2%であり、地域小規模児童養護施設は1ヶ所が76.9%、2ヶ所が23.1%であった。

職員が現在どのような形態に配属されているかについては、回答のあった356名のうち、「大舎」が116名（32.6%）、「中舎」が54名（15.2%）、「小舎」が41名（11.5%）、「小規模GC（本体施設内）」が74名（20.8%）、「小規模GC（分園型）」が19名（5.3%）、「地域小規模児童養護施設」が48名（13.5%）、「その他グループホーム（以下、「グループホーム」は「GH」と表記）」が4名（1.1%）であった。また、配属先の定員が45名を超える職員は、34.5%である。

今後5年間に、施設形態の変更を予定しているか否かについて、施設長に尋ねたところ、「変更予定あり」が91件（74.6%）を占めており、その変更内容としては、「本体施設の定員を少なくする」、「建替えにともなってユニット化する」、「GCや地域小規模児童養護施設を設置する」、「小舎化する」などが挙がっており、一層の小規模化の進行をうかがうことができる。

## （2）「あたりまえの生活」に関する意識について

施設の小規模化にともない、個々のニーズを抱える子どもたちへの手厚い支援を「あたりまえの生活」のなかで提供することが目指されている。しかし、この「あたりまえの生活」については、一人ひとりイメージすることが異なるため、一見、易しいようで難しい課題である。

### ① 「あたりまえの生活」に関する意識

現在、施設長と職員が「あたりまえの生活」をどのように考えているかについて尋ねたところ、表4のとおり、施設長は97名（79.5%）が「大切である」「どちらかという大切な」との回答であった。また、職員は295名（83.1%）が「大切である」「どちらかという大切な」との回答であった。しかし、「大切ではない」「どちらかという大切なではない」との回答はごく少数であるものの、「そもそもあたりまえの生活が分からない」との回答が施設長15名（12.3%）、職員30名（8.5%）、「あたりまえの生活は実現できない」との回答が施設長5名（4.1%）、職員11名（3.1%）となっていた。施設長・職員ともに、あたりまえの生活は「大切である」との考えが80%前後を占めている一方で、児童養護施設での「あたりまえの生活」が分かりにくいものとなっていることもうかがうことができる。

表4 「あたりまえの生活」についての意識

	施設長		職員	
	度数	%	度数	%
大切である	90	73.8	237	66.8
どちらかという大切な	7	5.7	58	16.3
どちらでもない	0	0.0	10	2.8
どちらかという大切なではない	0	0.0	1	0.3
大切ではない	1	0.8	1	0.3
そもそも「あたりまえの生活」が分からない	15	12.3	30	8.5
「あたりまえの生活」は実現できない	5	4.1	11	3.1
その他	4	3.3	7	2.0
合計	122	100.0	355	100.0

この「あたりまえの生活」について、どこからイメージしているかとの問いには、施設長調査では「地域の一般家庭」が54.2%、「自分自身の家庭」31.9%が多くを占めており、職員調査では「自分自身の家庭」が36.8%、「地域の一般家庭」が29.6%、「自分自身の家庭と地域の一般家庭」が24.5%であった。このように、「あたりまえの生活」をイメージするときのモデルの多くは、「自分自身の家庭」であったり、「地域の一般家庭」であったりしている。そして、その内容としては、「衣食住の保障ができています」、「表面的な生活水準が同じくらいに見える」といった、物質的な側面をイメージした回答が大部分を占めていた。

しかし、今後の社会的養護が目指す「あたりまえの生活」は、果たして物質的なもののみを指しているのでしょうか。たとえば、基本的な生活に必要な衣食住の保障という点で言えば、多少の不自由はあるものの、現行の措置費の範囲内で賄うことができる。

また、現在の日本の家庭を考えると、「あたりまえの生活」としてイメージするときを描くモデルは、果たして存在するであろうか。家庭の構成メンバーの人数、年齢、性別、婚姻関係の有無、血縁関係の有無、就労・就学状況、同居・別居の状態、生計維持方法、生活水準、価値観、ルールなどひとつとして同じものはない。食事という事柄ひとつを取っても、食材の購入や調理のあり方、栄養に関する考え方、頻出メニューのあるなし、外食や店屋物を活用する頻度、家庭構成メンバーそろっての食事か否か、テレビをつけながら食事を摂るかどうかなど、「あたりまえ」の姿はさまざまである。子どもにとっては、家庭生活においては自身の家庭での生活が、施設においては現在の施設での生活そのものが「あたりまえ」であるからである。また、「あたりまえ」とは、施設に限らず、すべての人々にとって個々に違うものなのである。

子どもが将来大人として生きていくことのできる術を柔軟に持ち、子どもの安心・安全な生活、愛着関係をもつことのできる日々のかかわり、生活の各営みの意味、楽しさ、安らぎ、なぐさめ、葛藤など、生活の中で起こるさまざまな感情や考え、生活のあり方の意味や雰囲気的なものといった生活の質的な面を充実させることこそ、生活における非常に大切な側面であろう。この、一つひとつの生活単位による多様性・固有性は、「あたりまえの生活」のイメージが異なってくる所以であろうと考えられる。施設における「あたりまえの生活」を考えると、施設の形態という表面的な事柄にとらわれず、現在まで一つひとつの施設が実践してきた、多種多様な工夫や生活のあり方、つまり質的な側面を充実させることが重要ではないだろうか。

この点については、一部の回答者（施設長の5.6%、職員9.0%からの「職員同士のすり合わせを重視している」との回答にも認められる。職員は一人ひとり、自分の生活の仕方を持っている。これは当然のことであり、また、児童養護施設での生活において、人によっていろいろな生活のあり方があることを子どもたちが知ることも大切である。児童養護施設における生活の中で、職員によって、生活の仕方において大切にしていることがまったく異なることもあり、その影響を受けるのは子どもたちだからである。子どもたちは生活の中で「今日の泊まり誰?」「今日は〇〇先生遅番?」などよく尋ねてくる。そして、その時間を担当する職員のやり方に合わせて生活のあり方を変えようという能力を身につけていく。しかし、社会的養護における生活の主人公は、子どもたちである。生活している子どもが、職員それぞれの大切と思うポイントに合わせた生活を送ることが、子どもにとって「あたりまえの生活」であろうか。この意味で、担当職員同士を中心に、施設内の職員同士で「あたりまえの生活」とは何か、どういったことをこの生活単位で大切にすることかという質的側面を話し合い、すり合わせていくことは重要なことであると考えられる。

このように、生活のあり方は千差万別である。一人ひとり「あたりまえの生活」が異なることも当然である。その前提に立って、児童養護施設における「あたりまえの生活」をとらえることが必要である。社会的養護には、多様なニーズをもつ、背景も性別も年齢も異なる子どもたちが入所してくる。それぞ

れの子どもが「あたりまえの生活」を入所前から持っており、それは、ネグレクトによって食事も満足に与えられず、不衛生な状態で毎日放っておかれるという生活もあれば、日々怒鳴り声と暴力に身をすくめる生活であったかもしれない。こういった生活は、「あたりまえの生活」ではないととらえられるかもしれないが、こういった生活の当事者である子どもたちにとっては、それが「あたりまえの生活」だったのである。

児童養護施設において大切なのは、入所してくる子どもたちの心身の安全を守り、個々が大切にされる体験を保障され、子どもたちが自身のさまざまな課題を克服して社会に巣立つことができるよう導くことである。そして子どもたちが社会に出てから、自分の人生を歩んでいく力をつけることができる生活を、あえて日々創りだしていくことが、児童養護施設における「あたりまえの生活」なのではないだろうか。

## ② 「あたりまえの生活」に大切なこと

さらに、施設長には、「あたりまえの生活に大切なこと」についても尋ねた。その中で、「子どもへの安心・安全な環境」に加えて、「職員数の確保」と「職員の共通認識と資質向上」との回答が多くみられている。生活集団の大小を問わず、職員不足は従来から続く大きな課題であり、平成27年度わずかに改善された職員配置基準も焼け石に水という状況である。小規模化するとなると、職員不足から生まれる弊害は、さらに大きくなる。現に、小規模形態での実践では、職員数の不足がさらに大きな問題となっている。担当の職員が、毎日交代で、シフトを何とかやりくりして勤務に駆け付け、子どもとゆっくり話をする間もなく料理、洗濯、掃除、宿題の確認、子どもたちの歯磨きや入浴の確認などたくさんの仕事を重複しておこない、通院が必要な子どもを本園施設の職員に託し（あるいは応援職員として本園職員に小規模へ来てもらい）、低年齢児が寝たあとようやく高齢児とかかわりをもつ時間ができ、高齢児の就寝後に深夜まで記録を作成し、夜間は宿直担当の非常勤職員に代わる日があり、結局子どもたちとゆっくり過ごすなど夢のまた夢という生活のなか、職員は自分の心身を削って業務を遂行しているということが少なくないのである。これでは、個々の子どもが安全に生活を送ることができたとしても、安心することはできているだろうか。これは、さまざまな課題をもった子どもを養育する、こういった子どもが養育される環境であろうか。子どもたちが個々の課題を克服する支援を落ち着いて提供できるだろうか。そして、子どもたちが社会に出るための訓練（家庭生活での対人関係や愛情のあり方、家庭生活のつくり方、生活の流れや生活環境のつくり方など）を日々十分に感じ、見聞きし、体験することができるだろうか。また、人（職員）によっても、家庭生活に関する考え方・あり方の違いがあること、それは話し合いながら共につくっていくものであることを、時に失敗したり、意見をぶつけ合ったりしながら体験する機会はどれくらいあるであろうか。

「小規模形態＝あたりまえの生活」ではない。そこには、職員の連携に基づく創意工夫、試行錯誤がふんだんに盛り込まれる生活づくりが必要である。「今、ここで、一緒に生活する子どもたちと職員」にとっての「あたりまえの生活づくり」が、子どもたちの将来をつくる礎となるのである。

## ③ 「あたりまえの生活」のために実践していること、必要なこと

さらに、職員には「あたりまえの生活」の実現のために生活の中で起こる項目の一部（衣食住、生活のあり方、子どもの気持ちの表出と受け止め、人間関係、将来、地域についての計87項目）について、必要であるか否か・実践しているかどうかを尋ねた。その結果、毎日子どもに「いってらっしゃい」「おかえり」を伝え、子どもの食事を適切な温度で提供し楽しく食べること、清潔な環境で生活し、安心して眠ることができること、好みの服を買ってもらったり、TPOに応じた服装をしたりすることなど、衣食住に関する基本的な事柄については、「必要であり、実践している」との回答がそれぞれ90%以上を占めていた。また、子どもが地域の友達と電話をしたり遊びに行き来したりすることなどをとおして子どもに社会のマナーをきちんと伝え、子どもが自分でお小遣いの使途を考えたり、アルバイトをした

り、褒められる体験をもつこと、そして進路相談に応じたり、退園児からの相談を受けることなど、子どもが自立するプロセスでの支援や自立してからのアフターケアも、90%を超える職員が「必要であり、実践している」と回答している。

しかし一方で、「いってらっしゃい」「おかえり」を同じ職員によって伝える、きょうだいと同じ生活空間で生活する、お風呂や起床・就寝、学習など子ども一人ひとりに応じたタイムスケジュールで生活する、子どもと食材や日用品の買い物をする、生活の場に置ける暴言・暴力・性的言動がない環境をつくる、年齢に応じた性教育をする、退園児に職員側からはたらきかける、などといった事柄については、「必要だができていない」との回答が50%を超えており、自由記述からも、職員の不足と定着率の低さ、過重労働がこれらに起因していることが明らかである。子どもが自ら考えて行動したり、子どもの様子を落ち着いて予測・把握したり、安心を保障したりすることが、実際の日々の生活支援において、いかに難しいかが見えてくる。

さらに、毎日決まったタイムスケジュールがあったり、子どもの衣類に記名したりすることなどは「必要ないが実践している」との回答が30%前後を占めており、これらは小規模化によって解消できる事柄であると考えられる。

このほか、職員調査からは、「あたりまえ」については職員同士が「何があたりまえなのか」について検討することが大切であり、一貫性がないものは「あたりまえ」とは言わないこと、また、「何でも用意されている環境をなくす」、「休日の起床時間をなくす」、「ペットを飼う」、「野菜などを育てる」、「お出かけや旅行をする」、「携帯やスマートフォン・ゲーム機などを年齢に応じて持たせる」、「進学をあたりまえにできるようにする」などといったこと、さらに、「物事を選択肢を生活の中で増やし自分で考えて生活できるようにする」、「夜間に子どもにとって大切な大人がそばにいられるようにする」といったことが、「あたりまえの生活」には大切であるという回答が寄せられている。これらは、子どもという存在の成長にとって、とても大切な事柄でもある。入所している子ども一人ひとりにとって、今、何が必要か、どうすることが必要かを、皆で考えあうことをとおして、「あたりまえの生活」の表面的な部分ではなく、質的な部分につながる検討ができると思われる。

### (3) 「3分の1ずつとする方針」に関する意識について

社会的養護は、「将来的に、本体施設、グループホーム、里親等を概ね3分の1ずつにしていく」という方針となっている。今回の調査で、この方針についての賛否を尋ねたところ、表5のとおり、施設長の39.0%、職員の49.4%が「賛成」もしくは「どちらかという賛成」と答えている。

表5 「3分の1ずつとする方針」についての意識

	施設長		職員	
	度数	%	度数	%
賛成	16	13.6	46	12.8
どちらかという賛成	30	25.4	132	36.7
どちらでもない	25	21.2	113	31.4
どちらかという反対	26	22.0	34	9.4
反対	7	5.9	9	2.5
国の方針だから仕方ない	14	11.9	26	7.2
合計	118	100.0	360	100.0



しかし一方で、「反対」「どちらかという反対」と明確に反対する回答も施設長 27.9%、職員 11.9%となっている。今後の方針として国から明確に提示されており、今後の施設運営の根幹を揺るがす事柄であるにもかかわらず、「どちらでもない」との回答も施設長 21.2%、職員 31.4%、「国の方針だから仕方ない」との回答も施設長 11.9%、職員 7.2%となっており、この方針への疑問や戸惑いがあることが分かる。

施設長・職員ともに、賛成の理由としては、「小集団において、家庭でおこなわれるような生活体験を子どもができることのメリット」や、「大集団で幼稚園や小中学校へ在籍することのデメリットの解消」などが挙げられている。しかし賛成としながらも、「現在の職員配置で可能か」、「里親委託が目標どおり進むか」といった疑問や、「職員の人材育成や連携の難しさ」、「職員の過重労働と孤立」、「施設の財政上の問題」が挙げられてもいる。中には、「むしろグループホームや里親等を計画より増やすべきである」、「親子でともに支援を受けられる施設や課題によって適した種類の社会的養護にいられるよう、ニーズに応じた社会的養護の選択肢を増やすべきである」などの意見も少ないながらあった。

逆に、反対する理由としては、「施設の設置されている地域の実情ではグループホームや里親等が増える可能性が少ない」、「それぞれの施設の工夫や地域性への考慮をせず全国一律で進めることは子ども中心とは言えない」、「個々の子どもの状況に適した環境の提示が大事である」、「子どもが小集団となっても職員は1人体制での日替わりである」、「職員配置や職員の待遇の改善への取り組みが不足している」、「職員の養成が困難であり職員が疲弊する」といった課題が多く挙げられている。職員調査からは、このほか、そもそも「なぜ3分の1なのか」といった均等割りにした根拠に関する疑問や、「子どもが数合わせのために適当に分けられるのではないか」という心配が多数あがっていた。

中でも、里親開拓の具体的方法や里親支援のあり方を懸念する声や、グループホームへの支援、不適應の子どもの受け皿の確保の必要性に関する指摘が、この問いに関する賛否にかかわらず多くみられた。社会的養護の専門職として、その役割がいかに関専門的知識や技術を駆使して行わねばならないものであるかを、日々実感しているからこそその指摘であり、これについては真摯に検討をしていかねばならない部分であると考えられる。

#### (4) 「小規模形態中心、かつ本体施設の定員を45名以下とする方針」に関する意識について

社会的養護については、前述の(3)とあわせて、「将来的にすべての児童養護施設を小規模形態中心とし、本体施設を定員45名以下とする」という方針となっている。今回の調査で、この方針についての賛否について尋ねたところ、表6のとおり、施設長の63.9%、職員の77.7%が「賛成」「どちらかという賛成」と回答している。この方針に関しては、「賛成」との回答のなかでも、現在すでに45名程度で日常生活支援をしている施設が、支援のしやすさを感じているようである。また、「小規模グループケアを実施してみて子どもに合っていることが分かった」という回答もみられた。

しかし、「反対」との回答からは、「一律ではなく子どものニーズに応じたものを提供することが社会的養護ではないか」ということ、また、「職員の配置もより手厚くする必要がある」「(日替わりの大人による)「ひとり親家庭状態となる」などの意見も多数あった。さらに、「そもそも小規模化で設定されている1集団の人数自体がまだ、子どものニーズに対して多すぎる」との回答もみられており、子どもの抱える課題の深さに応じた対応・方策の検討が重要であることが分かる。



表6 「小規模形態中心、かつ本体施設の定員を45名以下とする方針」についての意識

	施設長		職員	
	度数	%	度数	%
賛成	45	37.8	136	37.9
どちらかという賛成	31	26.1	143	39.8
どちらでもない	18	15.1	52	14.5
どちらかという反対	9	7.6	16	4.5
反対	6	5.0	2	0.6
国の方針だから仕方ない	10	8.4	10	2.8
合計	119	100.0	359	100.0

## (5) 「本体施設を高機能化する方針」に関する意識について

社会的養護については、(3)(4)の方針とあわせ、「本体施設を専門的ケアや地域支援など高機能化する」という方針となっている。今回の調査では、この方針についての賛否についても尋ねたところ、表7のとおり、施設長の63.0%、職員の61.7%が「賛成」「どちらかという賛成」と回答している。

表7 「高機能化する方針」についての意識

	施設長		職員	
	度数	%	度数	%
賛成	40	33.6	77	22.5
どちらかという賛成	35	29.4	134	39.2
どちらでもない	27	22.7	110	32.2
どちらかという反対	7	5.9	8	2.3
反対	5	4.2	1	0.3
国の方針だから仕方ない	5	4.2	12	3.5
合計	119	100.0	342	100.0

児童養護施設は職員が入所する子どもたちおよびその家庭へ、専門的知識・技術に基づいた支援を、日々展開している施設である。長時間にわたる残業をしながら支援をしている職員も少なくない。しかし、そのような状況の中、専門的ケアや地域支援などの機能を担っていくことが「必要である」との回答が6割を超えていることに、社会的養護の専門職集団としての意識が認められる。

しかし、施設長からの回答の中からは、その意義と役割に関する肯定的意見の一方で、「職員不足」が極めて大きな懸案事項であることも分かる。社会の子育てを支援していく機能が必要であり、そのため知識や技術は自分たちにあることへの認識もありながら、入所している子どもの日常生活支援をおこなう職員自体が不足している状況であることが明らかである。また、職員不足への対応とともに、「必要とされる職員の資格・職種や機能の種類・あり方などが具体的でないこと」も、課題としてあがっている。

また、職員の回答からは、日々実践を行う上で、「ショートステイや一時保護の子どもを（入所児とは別に）預かる機能」、「退所児へのアフターケアの機能」、「各小規模職員へのスーパーバイズ機能や応援機能」など、入所児の生活支援に影響のある事柄について、機能として新たに追加することをはじめ、「里親や地域の家庭の中で養育に困難をかかえる家族や子どもへの支えになりたい」という思いも挙がっている。しかし、施設長調査と同様、機能を付加することによって、職員が不足したり、兼務を強いら

れたり、ベテラン職員が生活支援から移動せざるを得なくなったりと、現状においても大切な課題である職員不足や、日常生活支援の質の低下につながるのではないかという懸念が非常に大きいことも明らかとなった。

高機能化については、その現状と方向性について施設長・職員双方に24項目に分けて尋ねたところ、「里親候補者の実習の受け入れ」については「すでに実施している」との回答が70%程度となっている。また、「地域住民が集うことのできる場を提供」（施設長33.3%/職員31.7%）や「ショートステイ専用の場（同40.7%/42.3%）・里親家庭からのレスパイトの場（同31.6%/35.1%）の確保」、「入所児と家庭の親子訓練の場の確保」（同40.3%/44.6%）や「入所児と家庭のための支援をすること」（同40.2%/42.7%）、「自立支援のためのスペースの確保と退所に備える支援」（39.7%/42.4%）など、施設設備によって既に実施できている施設がある項目もあり、これらについて実施していない施設からは「今はないが、あったらいいなと思う」との回答が多く寄せられている。これら以外の項目についても、「子育て中の地域住民に対する相談支援」については「今はないが、あったらいいなと思う」との回答が60%を超えており、特に「障がいのある子どもを養育している地域住民の相談支援」については、施設長の73.3%が「今はないが、あったらいいなと思う」と回答している。また、「退所児童がお盆やお正月など帰省できるスペースの確保」、「退所児が離職・退院したときの一時帰省先になること」、「社会人となった施設出身者の生活が落ち着くまでの実家機能を果たすこと」といった、退所児への支援ができる機能については、60%前後の施設長・職員が「今はないが、あったらいいなと思う」と回答しており、退所した子どもたちの生活・人生を案ずる気持ちの大きさ・深さを伺うことができる。

また、すでに実施している施設もあるが、「小規模担当の職員の急病や休暇への対応」（同57.4%/49.7%）、「小規模で不応となった子どもへの対応」（65.2%/54.2%）として、小規模形態への支援機能も、施設長と職員がともに「今はないが、あったらいいなと思う」との希望が多い項目であり、小規模形態における課題がここにもあらわれている。

### 3. 児童養護施設における「あたりまえの生活」の課題

#### （1）支援の内容と質に関する課題

我が国の社会的養護では、「あたりまえの生活」の保障が、その原理のひとつに入っている。この実現のためのひとつとして、急速に施設の小規模化が進んでいる。施設形態を小規模化することで、子ども集団が小さくなると、職員が丁寧なかかわりを日々提供できるように感じるかもしれない。たしかに、施設が小規模化することによるメリットは複数ある。

1点目に、少人数集団での生活によるメリットがある。つまり、職員の力量によるものの、大集団での生活よりも生活のスケジュールを柔軟に立てることができたり、力関係による威圧などへの早期の気付きと対応ができたり、子ども一人ひとりが自分の生活リズムや生活スペース、自分の持ち物を確保することができたりする。

2つ目に、子どもが家庭でおこなわれている日常生活を体験することができるというメリットがある。大集団では調理・食事・買い物・洗濯・入浴など日常生活で日々おこなわれることが、一括でおこなわれたり業者をとおしたりすることで子どもに伝わりにくかった部分を、実際に日々体験するなかで自然と身に着けることができることにつながるであろう。たとえば、日々の食事の場面でゆっくりと一日にあったことを話しながら食べるという機会の積み重ねによって、家庭での団欒のあり方、他者との会話の仕方、他者の経験に対する共感や考察などといった、将来の子育てにつながる経験を積むこともできる。食材や日用品を、職員とともに地元のスーパーで選ぶ経験を重ねることによって、自分の気持ちや意見を表明する小さな経験が増えたり、将来自分で生活する術を身に着けたりすることもできる。

3つ目に、地域での生活の仕方を身に着けることができるというメリットがある。地域のお付き合い

や生活をするなかでの、電話の受け答えの仕方、水道光熱費などさまざまな料金の支払い、郵便物や宅配便への対応、訪問・電話勧誘への対応などを見聞きしたり体験したりすることをとおして、子どもが将来地域で生活していく術を身に着けることにつながる。

さらに4つ目として、地域の社会的養護への意識が深められるというメリットがある。施設が地域のなかで多数の拠点をもつことで、特に大規模施設で課題となっている同じ幼稚園や小中学校に入所児童が多数在籍することによる課題を減じ、地域社会に日常生活レベルから関与することをとおして、社会的養護に関する偏見をなくしたり、地域近隣の住民が気軽に相談できたり、互いに支えあえたりする機会が増える可能性もあろう。

このように、施設の小規模化には多くのメリットがある一方で、たとえば大舎制という形態をとっている施設がデメリットばかりで「あたりまえの生活」を送っていないかという決してそうではない。大舎制で子どもたちにとっての「あたりまえ」を検討し、日々意図的にその実現に向けての支援を丁寧に行っているところもあれば、小規模形態をとっている施設で職員が疲弊したり、子どもとの関係の悪化に苦しみ支援がうまく展開できず悩んでいたところもある。「家庭的養護」「個別化」「小規模化」といった語彙と共に述べられることの多い「あたりまえの生活」は、ともすれば、「小規模化は子どもにとって手厚い支援が提供できる」「小さい集団は家庭的である」といったイメージに結び付きがちである。しかし、「あたりまえの生活」や「家庭的養護」「個別化」というものは、形態だけを整えて実現するものではない。施設内でおこなわれる支援において、いかに子どもたちの過去を整理し、現在と将来の安全・安心に結び付けることができるかという支援の内容と質が重要なのである。この検討なくして子どもへの「あたりまえの生活」の保障はあり得ないといっても過言ではないのである。

### (2) 「あたりまえの生活」づくりにおける課題

しかし、これらのメリットの一方で、現在の児童養護施設における「あたりまえの生活」がどういったものなのかについての共通基盤がないという課題がある。子どもにとっては自身の家庭での生活が「あたりまえの生活」であり、児童養護施設における生活も「あたりまえの生活」である。このため、職員は「あたりまえの生活」を子どもに提供するため、前述のように「今、ここで必要なあたりまえの生活」に関するすり合わせを職員間で連携しておこなう必要が出てくる。日常生活の家事的なこと一つひとつについても、子どもたちのために今、どうすることがもっとも良いのかを話し合い、試行錯誤しながら意図的に支援を展開していくこととなる。つまり、「日々の食事の配膳においてお茶碗やおはしをどのように並べるか」、「洗面のタオルをどのくらいの頻度で洗濯するか」、「どこでどのように、どのシャンプーやリンスを購入するか」など、生活において非常に些細に思える事柄一つひとつについて、それぞれの職員にどのような育ちがあり、どういう状態を「あたりまえ」ととらえているのか、担当する子どもたちにとってはどうすることがもっとも良いのか、そしてそれはなぜなのかといった事柄について考え合うことが重要である。

### (3) 職員の不足に関する課題

また、「あたりまえの生活」を実現しようとするにより、たとえば小規模化によって職員の負担が増え、子どもの生活を日々まわすことで手一杯になることもある。今回の調査において多くの懸念が見られたように、職員不足の問題は深刻である。子どもは少人数になったからといって課題が減るわけではない。一人ひとりが異なるニーズと家庭背景をもち、個性も年齢も異なっている。子どもたちはそれぞれが多様な言動や方法で、職員に自分の感情、葛藤をぶつけてくる。小集団で子どもが少なく、職員との関係が近くなるからこそ、子どもの表現は大きく深くなることもある。性的問題、児童間・対職員への暴言暴力などへの対応が必要なことも少なくない。また、小規模化により、一つひとつの生活単位にいる職員集団も小さくなる。その多くは応援職員を入れながら、常時ひとりで複数の子どもたちへの支援を行うということになる。このため、たとえば子どもが少人数であることで、一人ひとりに丁



寧にかかわり、生活体験の重要な部分でもある家事的業務も、専門職として意図的にする時間的・精神的余裕ができる、というわけではないのである。24時間体制で365日続く支援を、ローテーションでおこなう職員が、日々の生活を進めるために家事業務を優先することで一日が終わってしまわざるをえない職員配置基準のなか、複数の子どもへの日常生活支援を、常時複数の職員同士の連携によって提供する環境にない状況である。しかし、児童養護施設はただ単に子どもを育てているのではなく、入所してきた子どもたちがそれまでの人生における課題を克服し、将来を創っていくための人生の大切な転換点である。その支援は、一見家事・育児に見えることも、すべて専門知識や技術に裏付けられた意図をもって実践されている。このため、子どもたちと「あたりまえの生活」を創りだし、多くの課題を克服しようと戦う子どもたちを支えるには、常時最低でも2人以上の職員が生活空間の中にいるというくらいの人的配置は必要不可欠である。平成27年度に職員の人員配置基準が若干改正されたとはいえ、入所している子どもたちや家庭のニーズに応じるには程遠く、人的不足は児童養護施設の長年続く課題であり、早急に改善すべき問題である。

#### (4) 職員自身の「あたりまえの生活」に関する課題

子どもたちに個別にかかわり、あたりまえの生活を提供するためには、まずはそれを提供する職員自身が「あたりまえの生活」を送ることができるような体制を整えなければならない。施設の形態を問わず、児童養護施設の仕事は、心身ともに非常に厳しいものである。多くの課題を抱えた子どもや家庭に日々支援を提供するなかでは、子どもや家庭から否定的感情を激しい言動で繰り返しぶつけられることは日常茶飯事である。また、支援の成果が実感できるまでには数か月、数年という長い年月がかかることが多々あり、中にはそのプロセスの中で、一時的により悪い状態になってしまうこともある。児童養護施設では、子どもの状況や幼稚園・学校行事、多くの書類仕事のために、残業では終わらず休日出勤して業務をおこなっていることもある。子どもに良い支援を続けたいという気持ちはあっても、燃え尽きて退職することも少なからずある。

一人ひとりの職員が、自身の心身の健康を大切にし、よく食べ、眠り、自分の生活と人生を大切にできる余裕をもつことは、子どもの養育には必要不可欠ではないだろうか。また、結婚や妊娠・出産・子育てなど、職員にとっての人生の転機であり、子どもがそこから学ぶことも多いライフイベントを、退職という形で迎えるのではなく、子どもたちとともに迎え、子どもたちの人生のモデルとして継続していく道を保障していくことも大切であろう。そのうえではじめて、施設の高機能化といった、里親や地域支援の拠点となるという目標へ向かっていけるのではないだろうか。職員が子どもの様子の小さな変化に気づき、言葉に丁寧に耳を傾け、本当の気持ちを理解しようと努められる環境、職員同士が互いに連携し、自己研鑽できる環境、そして、職員自身が子どもへの支援とともに将来設計を立てやすい就労環境をつくるのが、「あたりまえの生活」における子どもたちへの継続的・安定的な支援を提供できる環境づくりにつながっていくのではと考えられる。

#### (5) 子ども自身の参画に関する課題

「あたりまえの生活」には、生活を共にするメンバーである子どもたちの参画が欠かせない。このため、子どもたちはどうしてほしいのか、子どもたちの意見をどのように取り入れるのかなどといったことを、日々丁寧にすり合わせていくことが必要なのである。なぜならば、それをとおして子どもは日々の安心・安全を体験し、自分は大切にされている・自分の気持ちに耳を傾けてもらえているということを感じ、生活体験によって生活の構築に必要な多くのものを身につけ、自分の人生の礎にしていくからである。どれほど些細に思えることであっても、それは子どもが体験してきた入所前の「あたりまえの生活」を見直し、修正し、自分で自身にとっての「あたりまえの生活」と人生を創っていくことのできる力につながるからである。これには、職員自身の余裕や連携、専門的力量が大切である。前述の課題と密接にかかわる課題でもある。

## まとめ

「あたりまえの生活」という言葉から想像することは、人によって異なっている。一人ひとり育ってきた家庭のあり方は異なっており、理想とする家庭像も異なっているからである。このように、一人ひとり異なることを、専門職である職員がそれぞれに思い描き、その像に基づいた支援を提供しようとすると、支援とはかかわりのない事柄に関する問題・軋轢が出てくる可能性がある。しかし、児童養護施設における生活支援職員はすべて、子どもたちとその家庭の課題をともに解決していく社会的養護の専門職である。施設の形態が今後さらに小規模形態へと進んでいくが、それによって職員が孤立したり、支援が密室化したりするのではなく、専門職の観点から判断し、専門職同士が連携して「今、ここで必要なあたりまえの生活」をつくり上げ、支援を構築していくことを常に念頭に置くことが大切である。そして、各施設やそこで実践する職員集団が、今まで培ってきた支援のあり方の良いところを継承できることが大切である。

それとともに、形態のみの小規模化ではなく、すべての形態の施設において、生活のあり方を基盤に考えた生活支援を考え出していく自由も必要である。たとえば、「あたりまえの生活」を表面的にとらえると、たとえば「食材はすべてスーパーに買いに行き、毎日食事は全部子どもたちの前で調理しなくてはならない」といった「ルール」となってしまうがちである。生活において、「今日は時間がないからトンカツ買ってこよう」「お肉屋さんでコロケ買ってきてちょうだい」といった出来合いのものを活用したり、冷凍食品を駆使したりということは、生活の中でよくあることではないだろうか。子どもたちに必要なのは、状況に応じて柔軟に変更が可能な生活であり、何があっても揺るがないルールに基づいた完全無欠な生活ではない。たしかに、食材を買いに行くことや調理をする姿を見せることは大切である。しかし、それはルールでもなければ、毎日しなくてもいいのだという、生活を状況に合わせて考えながら創る姿を職員が見せることが、専門職だからこそできることではないだろうか。栄養面のルールもあり、子どもたちの献立が決まっていることもあるであろう。しかし、食事は冷蔵庫の残り物でつくこともあれば、暑いからとソウメンが続くといったこともある。事後チェックによって、栄養士から職員が「ビタミンが足りないね」とアドバイスをもらう場に子どもが共にいる、子どもと栄養についておしゃべりしながらメニューを考えていく、子どもの希望を日々のメニューといった事柄をとおして叶えるひとつの機会にするといった取り組みも、子どもの生活施設だからこそ、できることが大切ではないだろうか。職員配置に余裕をもたせ、宿直職員以外は夜ビールを飲みながら、子どもと一緒にテレビも観ることもあっても良いのではないか。

「あたりまえの生活」を実現していくにあたって、従来のように職員の犠牲のもとに何とか成り立つ支援に頼ってはいならない。施設の形態を問わず、すべての施設において、どのような生活体験が子どもの今と将来に必要なのだろうかという観点から、柔軟に、優しくあたたかく、「今、ここで必要なあたりまえ」を考え合うことが重要であり、そのための職員配置と、それにより職員自身が「あたりまえの生活」を日々送ることができるための待遇の改善が、職員の研鑽の機会の保障が、まず何よりの優先事項であると考えられる。それがあってはじめて、里親支援、地域支援として児童養護施設の専門性がより発揮される道が開かれてくると考える。里親をはじめ地域の子育て家庭、要保護児童やその予備軍とその家庭などへの専門的支援が提供できる力量を備えているのは、児童養護施設など社会的養護をおこなっている施設の職員だと言えるからである。もちろん、地域には、児童相談所をはじめとする公的機関や、子育てにかかわる施設・事業など多彩なものが用意されている。しかし、里親、要保護児童とその家庭、退所児童などへの支援には、豊富な専門知識・技術と、それに基づく支援経験に裏打ちされた実践知が必要とされる。児童養護施設が地域支援の拠点となってかわり、他の専門職種と連携して支援を展開していくことができる環境は、今後の社会的養護にとって必要不可欠であろう。

これからの社会的養護はますます大きな変化を遂げるだろう。この変化を注視するとともに、社会

的養護にある子どもたちの過去の整理と将来づくりのため、今後はその支援の根幹である「あたりまえの生活」の構成要素を明らかにするとともに、その課題の克服について考察していきたいと考えている。

なお、この論文は、平成25年度・26年度 愛知淑徳大学特定課題研究助成を受けて執筆したものである。

## 文献

黒田邦夫（2014）「家庭的養護推進計画を新たな施設づくりの契機に」『子どもと福祉』7,86-91.

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2015）「平成24年度 児童養護施設入所児童等調査結果」厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071187.html>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2015）「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000090493.pdf>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2015）「社会的養護の現状について（参考資料）」厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000090492.pdf>

福田雅章, 宮島清, 杉山洋他（2015）「家庭的養護推進の課題」『季刊 児童養護』45(4),6-27.